

第39回東京圏国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

令和4年12月14日

- 都市計画法の特例を活用し、東京高速道路（KK線）上部空間（Tokyo Sky Corridor）を緑豊かな歩行者空間として整備するなど、広域的な回遊性強化に資する都市基盤の整備や、にぎわい創出を支える都市機能の整備等により、国際競争力強化に資する都市再生プロジェクトを推進

【京橋三丁目東地区】

事業主体：東京建物株式会社，東京都，東京高速道路株式会社

- Tokyo Sky Corridorの早期開放に向けた一部区間の整備や、京橋駅からTokyo Sky Corridorにつながる地下通路・縦動線の整備など、広域的な回遊性強化に資する重層的な歩行者ネットワークの形成
- アート・ものづくり文化の発展に寄与する発信・育成・交流機能や、国際水準の宿泊施設の整備

<建物外観のイメージ>



<建物外観とTokyo Sky Corridorの整備イメージ>



※Tokyo Sky Corridorの整備計画の詳細については、関係者との調整等を踏まえ検討された整備内容によるものとする。

都市再生プロジェクトの追加（48→49）

- 東京都は、現在、国際競争力の強化に資する48の都市再生プロジェクトを都市計画法の特例等の対象としており、今回、事業の熟度が高まってきたプロジェクトを追加

【田町駅西口駅前地区】

事業主体：森永乳業株式会社，三井不動産株式会社

- 田町駅西口駅前広場の拡大整備等による、東京と国内外を結ぶサウスゲートの一角に相応しい交通結節点の形成
- 社会課題解決に取り組むスタートアップを支援する拠点の整備

<計画地のイメージ>



「東京グローバルイノベーションビザ」の創設について

新規提案

いま、グローバルなスタートアップ企業が日本から生まれていない

- 世界の時価総額ランキングTOP10企業の半数が創業30年以内の米国スタートアップ
(TOP50に入っている日本企業は創業85年のトヨタ自動車1社 (31位) のみ)
- 各国でスタートアップ企業の創出競争が激化

世界の時価総額ランキング2022 (会社別) (2022.1.14時点)
※赤字が創業30年以内

順位	社名	国籍	業種
1	アップル	米国	IT・通信
2	マイクロソフト	米国	IT・通信
3	サウジアラムコ	サウジ	エネルギー
4	アルファベット (Google)	米国	IT・通信
5	アマゾン・ドット・コム	米国	サービス
6	テスラ	米国	自動車
7	メタ・プラットフォームズ (フェイスブック)	米国	IT・通信
8	バークシャー・ハサウェイ	米国	金融
9	エヌビディア	米国	IT・通信
10	台湾積体回路製造	台湾	IT・通信

(資料) 世界の時価総額ランキングFrom STARTUP DB

グローバルで勝てる、日本・東京発スタートアップ企業の創出が必要

- 東京発のスタートアップがグローバルで世界と勝負するためには、海外高度人材の力が必要
- 東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、東京グローバルイノベーションビザを創設
- 東京都の新たなSU戦略である「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、海外高度人材も活用して世界市場に進出するSUを数多く輩出

海外の高度人材

Global Innovation with STARTUPS

東京グローバルイノベーションビザ

(パッケージとして今後も拡充)

東京版HPI
【新設】

特定活動33号
【改善】

外国人創業
【改善】

都内SU企業

東京グローバルイノベーションビザ ① 東京版HPIビザの創設【新設】

課題

- 東京発スタートアップ企業の創出に向け、都内企業とのコラボレーションや将来のスタートアップの可能性を秘めた、特に大学卒業直後の人材呼び込みが必要
- 高度人材ポイント制における課題
 - ・ 就労予定がないとビザを取得できない
 - ・ 世界トップクラスの大学卒業生でも、職歴や年収がないとポイントが不足し、ビザを取得しにくい

現在、対象外となる高度人材のイメージ



【外国人材Aさん】

起業、就職など幅広い選択肢を持った状態で、日本文化に興味があり、来日を希望

- ・27歳 ・シカゴ大学院卒（ランキング10位）
- ・修士号取得 ・日本での留学、就労経験無し

【Aさんの高度人材ポイント計算】

- 学歴（修士号取得） : 20点
 - 年齢（30歳未満） : 15点
 - **ランキング上位の大学卒業 : 10点**
- 合計45点

高度外国人材合格点70点未達 → ビザ取得不可能

- 高度人材獲得のため、英国はHPIビザを創設して、大学ランキングを要件とするジョブオファーなしの入国を可能にしており、シンガポールも新ビザ創設を発表

提案内容

- 世界トップクラス大学の新卒・既卒生（5年以内）を対象とした、東京版HPIビザを創設

※下線部分は英HPIビザより厳格化し、ガバナンスを確保

応募資格	卒業大学	卒業年に、3つの大学ランキング「THE世界大学ランキング」・「QS世界大学ランキング」・「世界大学学術ランキング」のうち、少なくとも2つで10位以内
	時期	卒業して5年以内
	就労	就労予定（ジョブオファー）不要
	年齢	35歳未満（英HPIビザは制限なし）
	語学	日本語能力試験N3レベル以上の認定
	住居	都内での居住（国家戦略特区の区域性確保のため）
	社保	国民年金、国民健康保険への加入
	資金	120万円の生活資金が確保されていること （20万円×6か月。英HPIビザは1.5か月分。非英語圏であり、生活習慣も不慣れな日本に来ることを考慮し、6か月分を設定）
	期間	2年（修士・博士は3年）・延長不可（就労ビザ等への切替は可）
	その他	他の要件等は、高度外国人材ポイント制度に準ずる

現行ビザで入国できない、海外トップクラス大学の卒業生に東京のグローバル人材として活躍してもらう

東京グローバルイノベーションビザ ② 特定活動ビザ(33号)の要件緩和【改善】

課題

- 高度専門職人材は夫婦で働いているケースが多く、ビザ申請の現場では、配偶者が**本国企業に在籍したまま、日本でテレワーカーとして就労を続けたい**というニーズが存在
- 高度専門職人材の配偶者は、**日本企業との雇用契約がなければ、就労可能な特定活動ビザ(33号)が申請不可能**

「高度専門職外国人の就労する配偶者」の規定

■ 特定活動告示 第33条

高度専門職外国人の配偶者（当該高度専門職外国人と同居する者に限る。）が、**本邦の公私の機関との契約**に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けて行う別表第五に掲げるいずれかの活動（以下略）

- 外国企業では、国境を超えたテレワークなど、**就労形態の多様化が進む中で**、高度専門職人材が来日する場合、その**配偶者は本国企業を辞めて日本国内での再就職が必要**

提案内容

- 「高度専門職外国人の就労する配偶者」に限定して、日本に居住しながらの**本国公私機関リモートワーク就労契約を「本邦の公私の機関との契約」に準じて認定**

リモートワーク就労契約の要件（案）

※原則として本邦公私機関における就労時と同等以上の条件

雇用確認	<ul style="list-style-type: none">・ 海外企業信用調査※で低リスク以上と評価された本国企業との有効な雇用契約書 ※D&Bレポート、コファス、エクスペリアン等・ 国内口座への報酬送金
社会保障	国民年金、国民健康保険への加入
納税義務	送金された報酬に対して課税、保険料徴収
その他	他の要件等は、現行制度に準ずる

就労形態の多様化に対応して要件を緩和することで、来日を検討する高度専門職人材と配偶者に対して、より魅力的な条件を提供、訴求する

東京グローバルイノベーションビザ ③ 外国人創業活動促進事業の制度改正【改善】

課題

- 若手の起業家は、創業時に資金が不足しがちであり、日本の諸手続に慣れる時間も必要であることから、現行要件ではハードルが高い

現行制度の課題

事業所要件	スタートアップ対象のコワーキングスペースが増える中、事業所認定は在留資格「経営・管理」の初回更新時（1年）に限定されている
資金要件	申請時点で「500万円以上の国内での投資・資本金等」を準備する必要があり、若手のスタートアップ起業家にとってハードルが高い
在留期間	現在の特例準備期間（6カ月）では、来日後の事業開始に必要な準備期間としては短く、銀行口座開設時の障害にもなっている

- 起業意欲が強い若手の起業家のハードルが下がるよう、要件の見直しが必要

提案内容

- 制度見直しにより課題を解消することで、制度を利用する若手の起業家や活用自治体の負荷を高めることなく、より一層の創業活動促進を図り、スタートアップ創出を促進

制度改正案

事業所要件	初回更新時と同様の認定を行うことで、 2年目もコワーキングスペースを「事業所」として認め 、スタートアップの起業を促進する
資金要件	300万円に緩和 することで、若手のスタートアップ起業家に対し、申請の間口を広げる
在留期間	6カ月から1年に延長 することで、異国で挑戦する起業家が必要とする時間を確保するとともに、銀行口座開設時の敷居を下げる

都が提案し、活用している国家戦略特区外国人創業活動促進事業をより活性化させ、東京発のグローバルスタートアップ創出につなげる